

**「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議
基本戦略分科会ヒアリング資料**

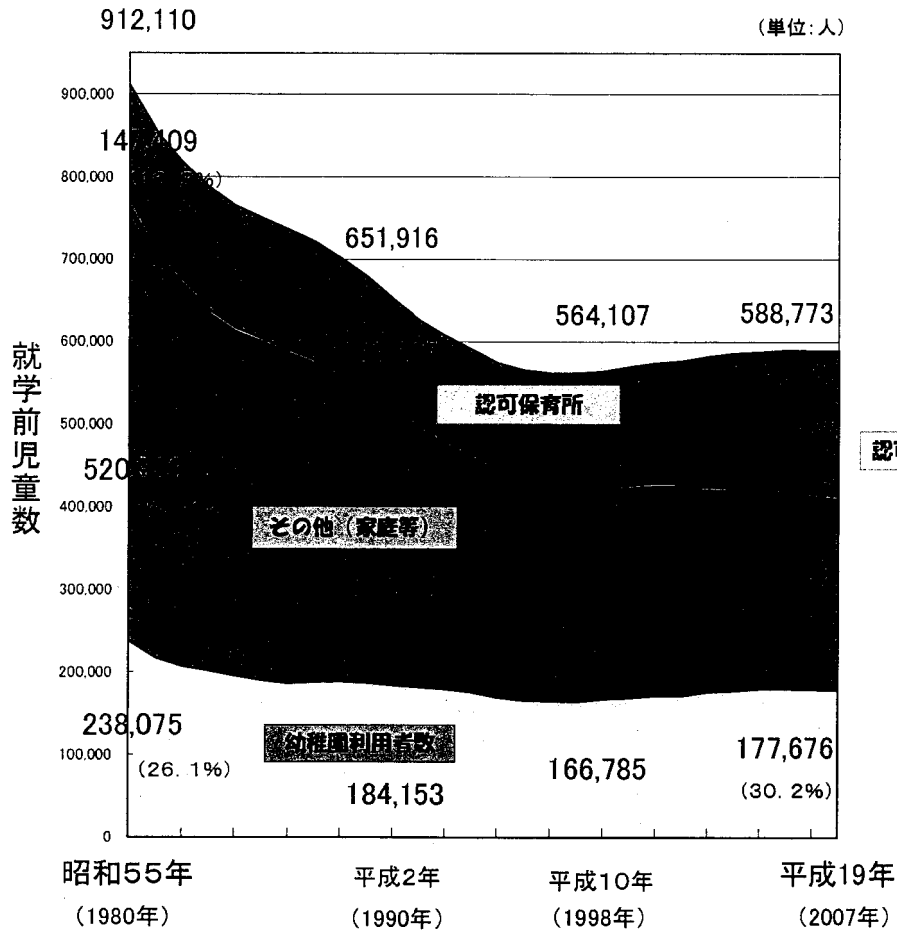
- 目次**
- 1 東京都における保育の状況(その1・その2)**
 - 2 東京都の認証保育所制度について**
 - 3 保育所制度に関する東京都の提案**
 - 4 家庭的保育について**

平成19年10月2日(火)

東京都福祉保健局

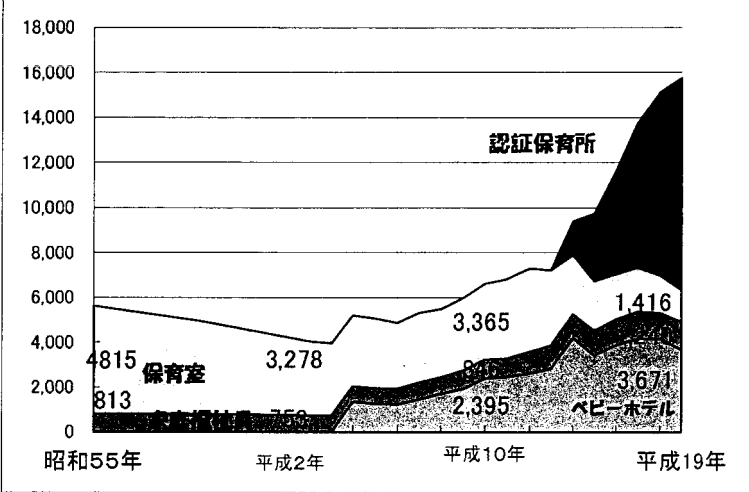
1 東京都における保育の状況(その1)

就学前児童等の推移



認可外保育施設の内訳

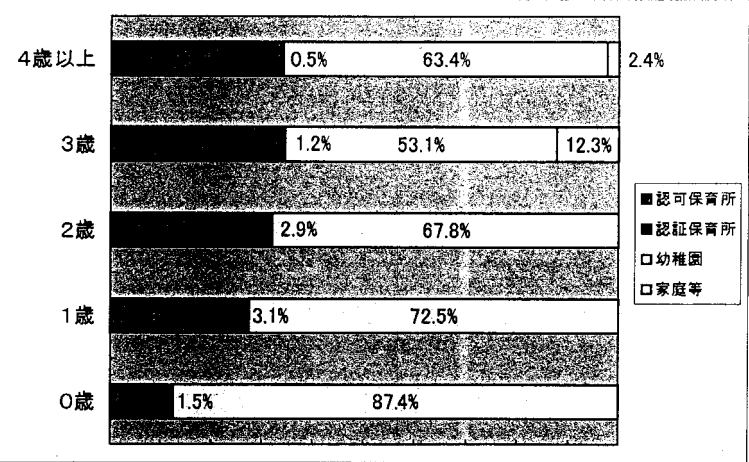
(単位:人)



認可外保育施設

(2.8%)

年齢別保育等の状況 (平成19年)



1 東京都における保育の状況(その2)

1 東京都における保育の特徴

○保育所定員は、過去5年間で、1万7千人増加

・平成14年4月の保育所定員は、認可保育所・認証保育所合計で15万9千人だったが、平成19年4月には17万6千人となり、5年間で1万7千人増加
この内、52%（9千人）は、東京都認証保育所の新設等によるもの。

○保育所待機児童数は、減少傾向にあるものの、依然として高い水準

平成19年4月の待機児童数は、昨年と比べ307人減少し、都全体では4,601人となったが、依然として高い水準にある。

（参考）待機児童数上位5区市

江東区（352人）、八王子市（336人）、世田谷区（249人）、練馬区（243人）、江戸川区（219人）

○保育サービス需要の局地的な増により、待機児童が発生

特に、大規模マンションの建設等により、人口流入が続いている地域において待機児童が多く発生している（例：江東区、港区等）。

○1～2歳児の待機児童数が多い（全体の72%）

認可保育所では、1～2歳児の定員を超えて入所を受け入れているが、それでもなお待機児童が発生している。

(1) 保育所等の設置状況

| | 認可保育所 | | 認証保育所 | |
|----------|--------|---------|--------|--------|
| | 施設数(所) | 定員(人) | 施設数(所) | 定員(人) |
| 平成14年 | 1,603 | 156,532 | 75 | 2,131 |
| 平成15年 | 1,619 | 158,106 | 151 | 4,302 |
| 平成16年 | 1,629 | 159,715 | 212 | 6,173 |
| 平成17年 | 1,635 | 160,616 | 271 | 8,045 |
| 平成18年 | 1,648 | 162,357 | 323 | 9,681 |
| 平成19年 | 1,673 | 164,807 | 367 | 11,130 |
| (対平成14年) | +70 | +8,275 | +292 | +8,999 |

(注) 各年4月現在

(2) 保育所待機児童数の推移

| | 待機児童数(人) | 対前年増減(人) |
|-------|----------|----------|
| 平成14年 | 5,056 | |
| 平成15年 | 5,208 | +152 |
| 平成16年 | 5,223 | +15 |
| 平成17年 | 5,221 | △2 |
| 平成18年 | 4,908 | △313 |
| 平成19年 | 4,601 | △307 |

(注) 各年4月現在

(3) 年齢別入所状況

| 認可 保育所 | 定員 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳以上 | 計 |
|-----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 入所数 | 10,891 | 23,319 | 28,925 | 32,588 | 66,949 | 162,672 |
| | 欠過員 | 1,563 | △523 | △869 | 41 | 1,923 | 2,135 |
| 認証保育所等入所数 | | 2,397 | 3,983 | 3,577 | 1,189 | 945 | 12,091 |
| 待機児童数 | | 516 | | | 613 | 175 | 4,601 |
| | | 11.2% | | | 13.3% | 3.8% | 100.0% |

(注) 平成19年4月現在。認証保育所等入所数には、保育室及び家庭福祉員の利用児童数(平成19年6月現在)を含む。

(4) 待機児童の保護者の状況

| 主に保育にあたる者の状況 | 待機児童数(人) | 構成比(%) |
|--------------|----------|--------|
| 就労中(常勤) | 1,250 | 27.2 |
| 就労中(非常勤) | 1,238 | 26.9 |
| 求職中 | 1,725 | 37.5 |
| その他(出産・看護等) | 388 | 8.4 |
| 計 | 4,601 | 100.0 |

2 待機児童解消のための取組

【基本的な考え方】

- ・今後3年間で、短期間・集中的に保育定員の増を図る
- ・低年齢児(1～2歳児)の受入れ枠拡大
- ・家庭的保育施策の充実
- ・認定こども園の設置促進

○平成18年12月に策定した「10年後の東京」において、待機児童の解消に取組むことを発表

○平成19年6月、大都市東京のニーズに即した、より効果的な次世代育成支援策を実施するため、全都庁的な組織として「子育て応援戦略会議」を設置(座長:副知事)

○保育サービス利用等に関する実態調査を実施、その結果も踏まえて、保育サービスの充実策、待機児童解消策を策定

2 東京都の認証保育所制度について

認証保育所の創設（平成13年度）

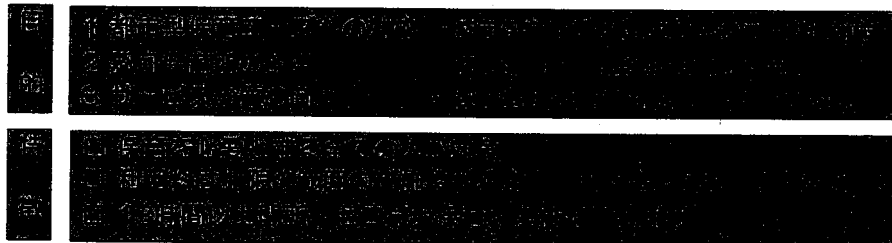
○ 設置根拠（東京都認証保育所事業実施要綱）
 零歳児保育、延長保育など大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設

○ 設置状況（平成19年4月1日現在）
 367所 A型（駅前設置型） 276所（9,268人）
 （11,130人） B型（保育室からの移行など小規模型） 91所（1,862人）

【設置主体別内訳】

| A型 | | B型 | |
|--------|-------------|-------|------------|
| 株式会社 | 189所（68.5%） | 個人 | 73所（80.2%） |
| 有限会社 | 33所（12.0%） | NPO法人 | 13所（14.3%） |
| 個人 | 28所（10.1%） | 任意団体 | 5所（5.5%） |
| NPO法人 | 9所（3.3%） | | |
| 学校法人 | 5所（1.8%） | | |
| 社会福祉法人 | 4所（1.4%） | | |
| その他 | 8所（2.9%） | | |

○ 制度の目的、特徴



○ 都市型保育ニーズへの対応
 ・13時間以上開所 100% ・ゼロ歳児保育 100%

認可保育所の状況

○ 設置状況（平成19年4月1日現在）
 1,673所（公立1,000所 私立673所）

○ 都市型保育ニーズへの対応
 ・13時間以上開所 10%（公立7% 私立16%）
 ・ゼロ歳児保育 76%（公立68% 私立89%）

認証保育所のメリット

【利用者の立場から】

- ① 保育を必要とする人が誰でも利用可能
- ② 住所地に関係なく、希望する施設に直接申し込み可能
- ③ 13時間開所が基本
- ④ ゼロ歳児保育の実施
- ⑤ 駅前型で利便性が高い(A型)

【事業者の立場から】

- ① 一定の基準のもとに保育料を自由に設定可能
- ② 創意工夫によるサービス充実で利用者確保
- ③ 賃借物件の改修により、比較的短期間で設置可能

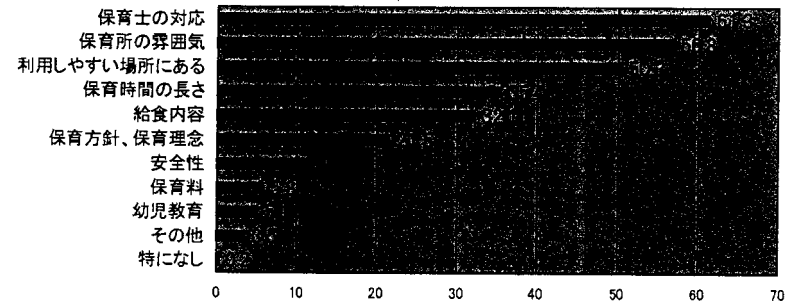
【区市町村の立場から】

- ① 多様化する保育ニーズに対応
- ② 待機児童解消に効果的
- ③ 施設整備費の負担が少ない

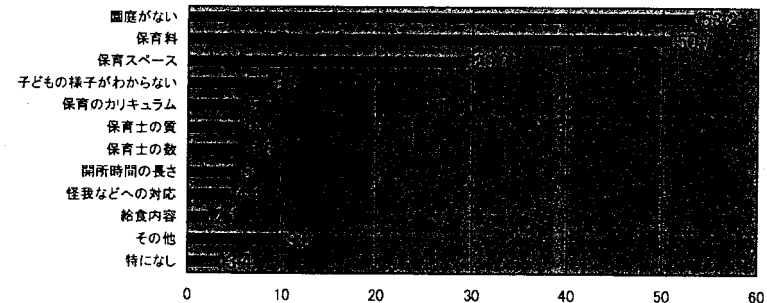
利用者の満足度

（出典：東京都認証保育所実態調査結果報告書 平成16年7月）

特に満足していること



不満に感じていること



3 保育所制度に関する東京都の提案

20年度国への提案要求(保育所制度の抜本改革)

「認定こども園の制度化にとどまることなく、全国画一的な制度である認可保育所制度を、多様な事業者の参入とサービスの競い合いを促す利用者本位の新たな仕組みへと改めるため、都独自の認証保育所で実践している以下の事項を実現すること」

要求項目

- ◆ 入所要件 「保育に欠ける要件を見直し、保育を必要とする人すべてが、保育の必要度に応じて利用できる仕組みとすること」
- ◆ 利用方法 「利用者が希望する保育所と直接契約できる制度にすること」
- ◆ 保育料 「一定の基準の下に保育所が自ら設定できるようにすること」
- ◆ 財政支援 「施設整備について、民間事業者も対象とすること」
- ◆ 規制緩和 「大都市に見合った面積基準の一層の緩和」
・認可 1人あたり3.3㎡ → 認証(A型) 2.5㎡まで緩和

「保育士以外の資格を持つ人材の有効活用が可能となるよう保育従事員の資格基準を緩和」
・認可 全て保育士資格保有者 → 認証 保育士は6割で可

認可保育所・認証保育所運営費比較

| 認可保育所(56百万円/年) | | ＜定員30人モデル＞ | 認証保育所(56百万円/年) | |
|---|------------------------------|---|---|-------|
| 国基準 56百万円 | 都 1/4 | 0歳 8人 1歳 17人 2歳 3人 3歳 3人 4歳以上 2人 計 30人 | 都 1/2 | 16百万円 |
| | 区市町村 1/4 | 56百万円 | 区市町村 1/2 | 16百万円 |
| | 利用者負担 | | 利用者負担 | 23百万円 |
| | 都の交付金などを財源に 区市町村が独自に加算を実施 | | | |
| 認可保育所 国基準：19年度実施単価 利用者負担：17年度実績 (区部平均 月額 35,240円) | | | 認証保育所 補助金：19年度実施単価 利用者負担：17年度区部平均 (59,000円～67,000円) | |

<参考>認可保育所と認証保育所の比較

| 区別 | 認可保育所 | 認証保育所 |
|----------------------------------|--|--|
| 1 目的 (設置根拠) | 保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設(児童福祉法) | 大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱) |
| 2 設置者 | 区市町村(59.5%) 社会福祉法人・民間事業者(40.2%) | 民間事業者等 |
| 3 申込み法 入所決定 | 区市町村に申し込み、区市町村が入所決定 | 認証保育所へ申し込み、利用者との直接契約 |
| 4 規模 | 20人以上(平均28.5人) | ①A型 20～120人(平均38.6人) ②B型 6～29人(平均20.5人) |
| 5 施設基準 | 児童福祉施設最低基準(省令) | 認可保育所に準じた都独自の基準 |
| | 保育室、遊戯室(6㎡以上) 大当り0.3㎡以上 | ①A型 3.3㎡以上 (2.5㎡まで緩和) ②B型 2.5㎡以上 |
| (1) 保育室・遊戯室(2歳以上児室) (2) 屋外遊戯場 | (1) 1人当たり1.98㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上(付近の代替場所でも可) | 同左 |
| 6 職員 | 児童福祉施設最低基準(省令) | 認可保育所に準じた都独自の基準 |
| | 保育従事者 保育士 | 保育士以外の者も可 ただし、6割以上は保育士 |
| 配置基準 | ・0歳児：3人につき1人以上 ・1・2歳児：6人につき1人以上 ・3歳児：20人につき1人以上 ・4歳以上児：30人につき1人以上 | 同左 |
| 7 開所時間 | 1日時間不定 | 13時間以上が基本 |
| 8 保育料 | 住民税又は所得税の課税額に応じた階層区分に基づき、区市町村が設定 | 認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定、徴収 |
| 9 補助金 | | |
| 運営費 | 負担金 (国1/2、都1/4、区市町村1/4) | 補助金 (都1/2、区市町村1/2) |
| 施設整備費 | ハード交付金 (国1/2、区市町村1/4) 設置者1/4 | 開設準備経費(改修経費) (都1/2、区市町村1/2) |

4 家庭的保育について

| | 都の家庭福祉員制度 | 国の家庭的保育事業 | |
|-----------------------|---|---|--|
| | | 個人実施型 | 保育所実施型 |
| 事業内容 | 保育技能・経験を有する者がその家庭において、保育を要する子どもを保育する | 家庭的保育者が、保育所または児童入所施設と連携を図りながら、低年齢児の保育を行う | 保育所が雇用する家庭的保育者が、就学前児童の保育を行う |
| 実施主体 | 区市町村 | 次の要件すべてを満たす区市町村 〔 ①入所待機の低年齢児がいる ②0歳児を保育する保育所がある 〕 | 区市町村 |
| 対象児童 | 3歳未満(区市町村が保育を必要と認めた乳幼児) | 3歳未満(日々保育に欠ける低年齢児) | 6歳未満(日々保育に欠ける就学前児童) |
| 規 模 | 3人以内(補助者がいる場合は5人まで) | 3人以内(補助者がいる場合は5人まで) | |
| 実施場所 | 家庭福祉員の自宅 | 家庭的保育者の自宅または賃貸アパート等区市町村が適切と認めた場所 | |
| 保育者の要件等 | 登録時年齢 | 満25歳～満62歳 | — |
| | 年齢制限 | 満65歳までの者 | — |
| | 養育する子 | 現に養育している6歳未満の子どもがいないこと | 現に養育する就学前児童または介護の必要なものがないこと |
| | 施設基準 | 保育室 9.9㎡(3人を超える子ども1人につき3.3㎡を加算)以上 屋外遊技場 — | 保育室 9.9㎡(3人を超える子ども1人につき3.3㎡を加算)以上 遊戯に適する庭、又は付近に公園・空き地等があること |
| 保育時間 | 区市町村が定める(概ね午後6時まで) | — | |
| 保育料 | 区市町村が定める | — | |
| 保育の手続き | 要綱上は規定していない(区市へ申込21、家庭福祉員へ直接申込16、市を経由して家庭福祉員へ申込3) | 家庭的保育の申込の代行、市町村の認定を受けた児童の保護者に対してあっせんまたは紹介 | |
| 運営費の負担割合 | 都1/2、区市町村1/2 | 国1/3、都1/3、区市町村1/3 | |
| 平成19年6月1日現在 都内の実施数 | 家庭福祉員 621名 (20区21市) 受託児童数 1,223名 | 家庭的保育者 7名 (3市のみ) 受託児童数 17名 | |

【家庭的保育施策の拡充のために】

- (1) 家庭的保育の理念及び位置づけの明確化
- (2) 質の確保のための規程整備(ガイドライン、評価基準、研修プログラムの作成)
- (3) 家庭福祉員への支援体制の整備(補助者、連携保育所の確保)
- (4) 制度の普及と利用促進